

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第10条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）附則第6項の規定により技術の教科についての中学校教諭2種免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 図画工作又は職業の教科についての中学校教諭普通免許状の授与証明書又は当該免許状の写し <u>(所属長の原本証明のあるもの)</u></p> <p>(5) [略]</p>	<p>第10条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）附則第6項の規定により技術の教科についての中学校教諭2種免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 図画工作又は職業の教科についての中学校教諭普通免許状の授与証明書又は当該免許状の写し</p> <p>(5) [略]</p>
<p>第11条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号。以下「平成12年改正法」という。）附則第2項又は第3項の規定により、情報又は福祉の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成12年改正法附則第2項又は第3項に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与証明書又は当該免許状の写し <u>(所属長の原本証明のあるもの)</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p>	<p>第11条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号。以下「平成12年改正法」という。）附則第2項又は第3項の規定により、情報又は福祉の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成12年改正法附則第2項又は第3項に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与証明書又は当該免許状の写し</p> <p>(4) [略]</p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p>
<p>第13条 免許法第6条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し <u>(所属長の原本証明のあるもの)</u></p>	<p>第13条 免許法第6条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し</p>
<p>2～7 [略]</p> <p>(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の検定申請)</p>	<p>2～7 [略]</p> <p>(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の検定申請)</p>
<p>第14条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>第14条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>

(9) 次号に掲げる免許状以外に有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し (所属長の原本証明のあるもの)

(10) [略]

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第15条 免許法第18条第1項の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 免許状を有する者は免許状若しくはその写し (所属長の原本証明のあるもの) 又は当該免許状の授与証明書、学校を卒業又は修了した者は卒業又は修了証明書及び学業成績証明書

2 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 次号に掲げる免許状以外に免許状を有する者は免許状若しくはその写し (所属長の原本証明のあるもの) 又は当該免許状の授与証明書、学校を卒業又は修了した者は卒業又は修了証明書及び学業成績証明書

(3) [略]

(臨時免許状の検定申請)

第19条 [略]

2・3 [略]

4 普通免許状を有する者が、臨時免許状の検定を申請する場合は、第1項第1号、第2号、第5号及び第8号に掲げる書類並びに有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し (所属長の原本証明のあるもの) を提出するものとする。

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の検定申請)

第20条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の臨時免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 次号に掲げる免許状以外に有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し (所属長の原本証明のあるもの)

(10) [略]

(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)

第21条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教

(9) 次号に掲げる免許状以外に有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し

(10) [略]

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第15条 免許法第18条第1項の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 免許状を有する者は免許状若しくはその写し又は当該免許状の授与証明書、学校を卒業し、又は修了した者は卒業又は修了証明書及び学業成績証明書

2 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 次号に掲げる免許状以外に免許状を有する者は免許状若しくはその写し又は当該免許状の授与証明書、学校を卒業し、又は修了した者は卒業又は修了証明書及び学業成績証明書

(3) [略]

(臨時免許状の検定申請)

第19条 [略]

2・3 [略]

4 普通免許状を有する者が、臨時免許状の検定を申請する場合は、第1項第1号、第2号、第5号及び第8号に掲げる書類並びに有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写しを提出するものとする。

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の検定申請)

第20条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の臨時免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 次号に掲げる免許状以外に有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写し

(10) [略]

(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)

第21条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教

<p>科（免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。）の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育職員検定を申請する場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 施行法第2条第1項の表の上欄に掲げる基礎資格の証明書又は有する免許状の授与証明書若しくは当該免許状の写し <u>(所属長の原本証明のあるもの)</u></p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(免許状の交付申請)</p> <p>第22条 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号。以下総称して「旧令」という。）による教員免許状を有する者で、施行法第1条の規定により教育職員免許状の交付を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 旧令による教員免許状とその<u>写</u>（授与証明書をもって、旧令による免許状にかえる場合は、授与証明書のみ）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>科（免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。）の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育職員検定を申請する場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 施行法第2条第1項の表の上欄に掲げる基礎資格の証明書又は有する免許状の授与証明書若しくは当該免許状の写し</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(免許状の交付申請)</p> <p>第22条 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号。以下総称して「旧令」という。）による教員免許状を有する者で、施行法第1条の規定により教育職員免許状の交付を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 旧令による教員免許状とその<u>写し</u>（授与証明書をもって、旧令による免許状にかえる場合は、授与証明書のみ）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。